

鹿屋労働基準監督署発表
令和 7 年 6 月 3 日（火）

令和 7 年 6 月 3 日

【照会先】

鹿屋労働基準監督署

署 長 上村 一高

○監督課長 横峯 健二郎

（電 話）0994 - 43 - 3385

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 無資格者をフォークリフトの運転業務に就かせた疑い～

鹿屋労働基準監督署（署長 上村 一高）は、本日、株式会社ひらまつ及び同社 TMR センター工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁鹿屋支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 6 年 11 月 2 日、鹿屋市川東町の TMR センター第 2 工場内において、最大荷重 2 トンのフォークリフトを用いて牧草ロールの運搬の業務を行わせる際、フォークリフトの運転業務の資格を持たない労働者を就かせた疑い。

1 被疑者

株式会社ひらまつ

所在地：鹿児島県鹿屋市川東町

事業内容：畜産業

TMR センター工場長 A

2 違反条文

被疑者株式会社ひらまつ及び被疑者 TMR センター工場長 A とともに、労働安全衛生法違反

同法第 61 条第 1 項（就業制限）

同法施行令第 20 条第 11 号（就業制限に係る業務）

労働安全衛生規則第 41 条（就業制限についての資格）

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

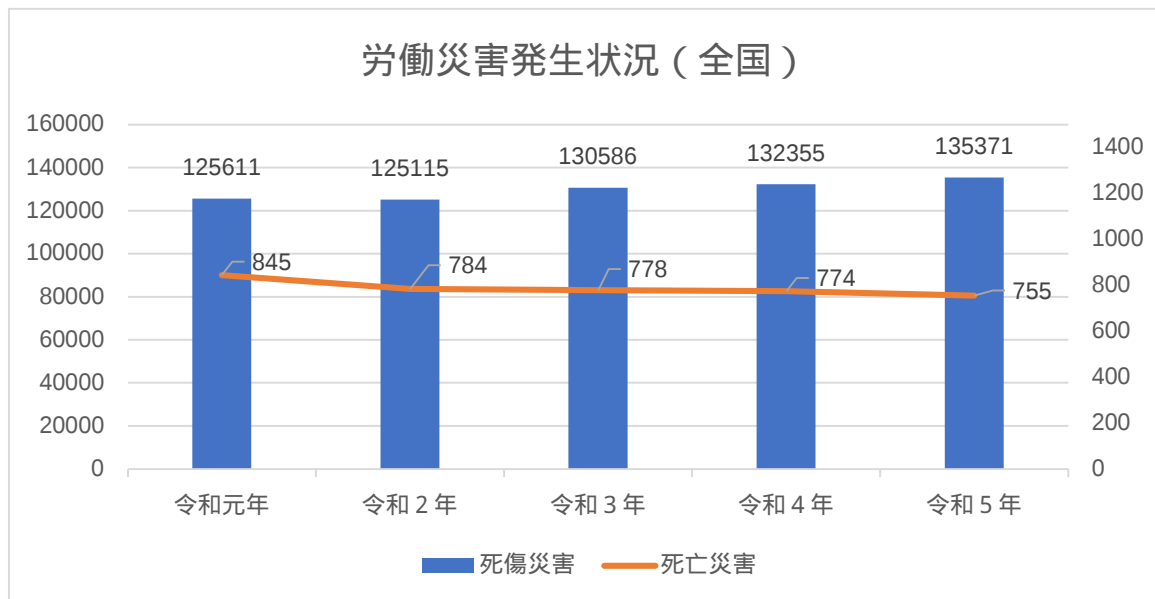
3 災害の概要

令和 6 年 11 月 2 日、鹿屋市川東町の TMR センター第 2 工場内において、牧草ロールの包装を切断させるため、最大荷重 2 トンのフォークリフトを運転業務の資格を持たない労働者 B が運転して牧草ロールを持ち上げ、フォークリフトを右後方に旋回させたところ、フォークリフトの後輪で牧草ロールの包装の切断を担当していた派遣労働者 C の左足首等を轢き、負傷させる労働災害が発生したものです。

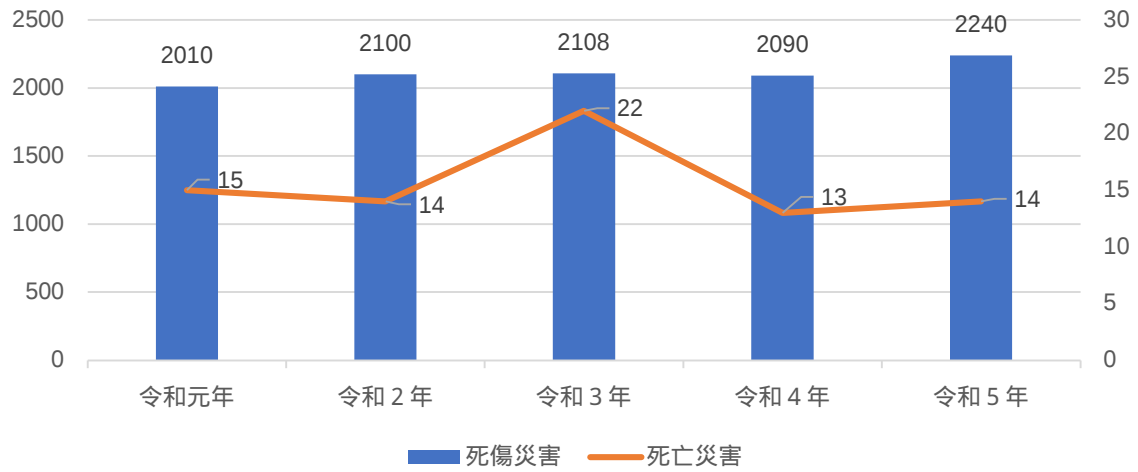
4 被疑内容

労働安全衛生法では、最大荷重が 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務を行わせる場合、技能講習の修了者等の資格を有する者でなければ就かせてはならないと定めていますが、災害発生当時、フォークリフトの運転の業務の資格を持たない労働者 B を、最大荷重 2 トンのフォークリフトの運転の業務に就かせた疑いがあるものです。

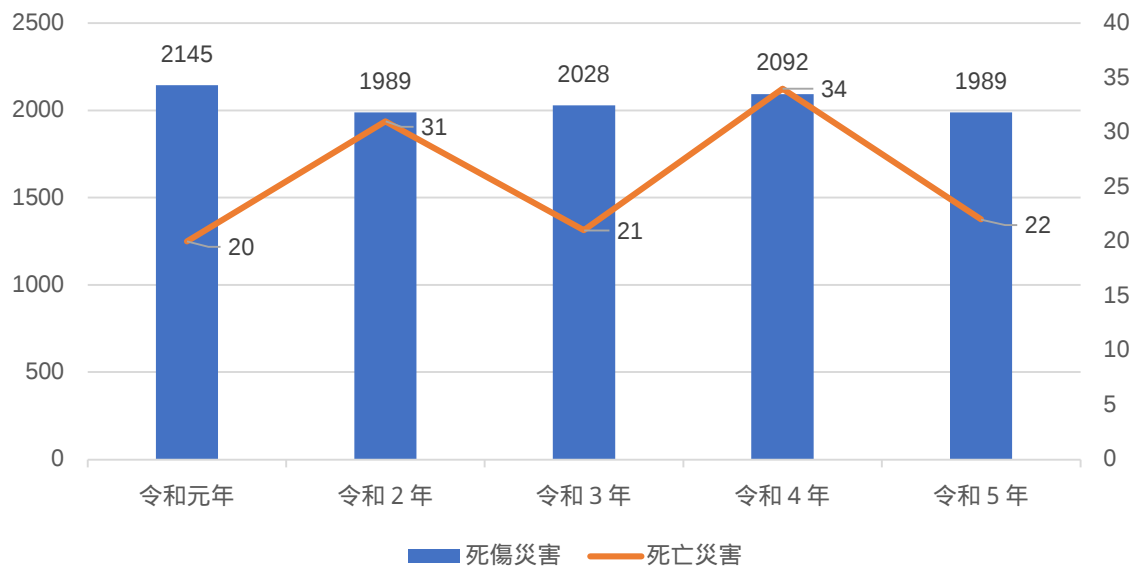
5 参考事項

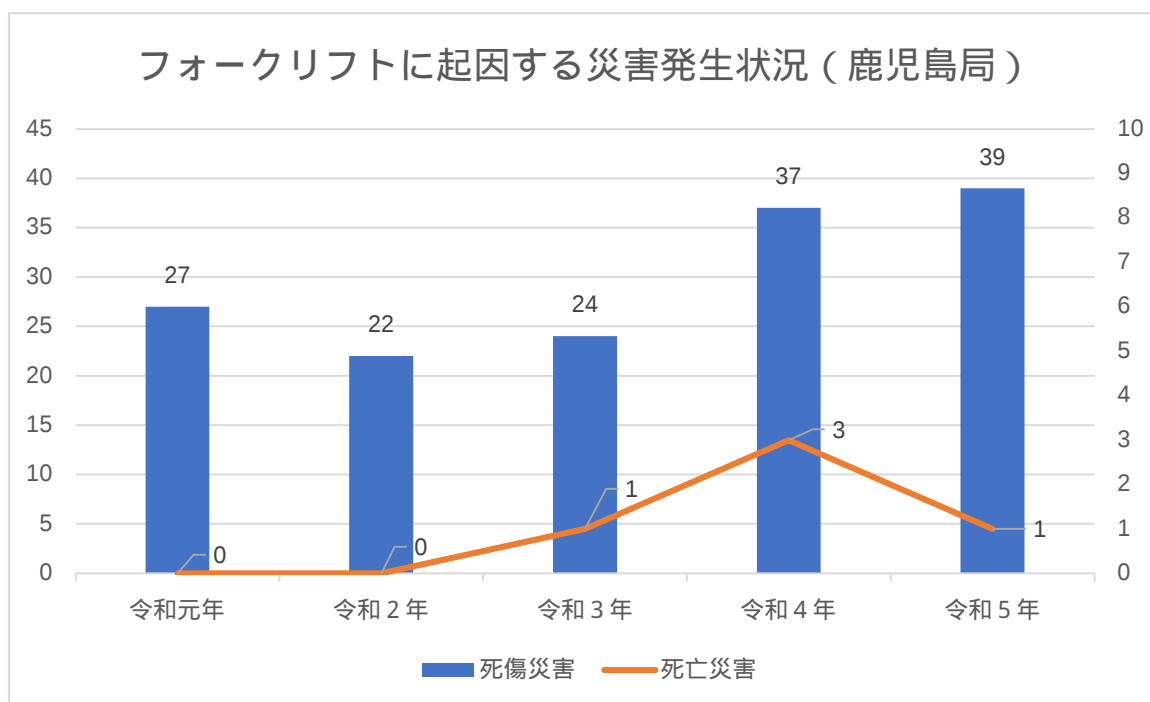


労働災害発生状況（鹿児島局）



フォークリフトに起因する災害発生状況（全国）





令和 7 年に鹿屋労働基準監督署管内において、フォークリフトで荷をつり上げて走行中に、荷に手を添えて移動していた労働者がフォークリフトに轢かれて死亡した事例も発生しています。

このように、フォークリフトに関連した労働災害は、死亡又は重篤な災害につながりやすいことから、鹿屋労働基準監督署では、作業方法の適正化や有資格者による作業などの徹底を図るべく、引き続き、工場や倉庫等の荷役作業が行われている現場への立入調査を行ってまいります。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（就業制限）

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについて

は、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（第2項～第4項 略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以

下の罰金に処する。

- 一 （前略）第六十一条第一項、（中略）の規定に違反した者
（第2号～第4号 略）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（就業制限に係る業務）

第二十条 法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

（第1号～第10号 略）

十一 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷さ

せることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のフォークリフトの運転

の業務

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（就業制限についての資格）

第四十一条 法第六十一条第一項に規定する業務につくことができる者は、別表第

三の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第三（第四十一条関係 抜粋）

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十一号の業務	一 フォークリフト運転技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第二の訓練科の欄に掲げる揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練

	（通信の方法によつて行うものを除く。）を 修了した者で、フォークリフトについての訓 練を受けた者 三 その他厚生労働大臣が定める者
--	---